

組合に加入して、
「評価・育成システム」を
なくそう！

泉北教育

NO.1918 2013.2.26
発行 泉北教職員組合
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2
TEL0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

府教委 評価・育成システムで更なる恣意的な加算を提案 客観性なし・公平性なし・えこひいきはし放題 全教職員署名で反対の意思を示そう！

2月19日、府教委は大教組に対し、「評価・育成システム」に関わる評価結果の給与への反映について、重大な改悪提案を行いました。

今回の提案は、評価結果のボーナス（勤勉手当）への反映をこれまで以上に拡大するものです。また「システム」にこれまでに以上の恣意を持ち込むものであり、断じて許されません。

SS、Sの一部に ボーナス加算

今回提案された内容は、下位評価者（B、C）の減額分（現行は府の財政に還元）を原資に回し、上位評価者（SS、S）の顕著な業績を挙げたもの（優秀教職員表彰受賞や受賞相当の功績のあるもの）に上積みするというものです。

しかし、選ぶ客観公正な基準はなく、その選考をチェックする機能もありません。これでは、教育委員会や校長の思い通りに動く先生に「お金」が渡される危険性が高くなります。

今、職場に求められているのは協力と共同であり、みんなが意欲を持つて働けるような職場環境をつくることです。しかし、今回の提案は、大多数の教職員の日々のがんばりには、全く報いるものではなく、ほんの一部の教職員だけをよ

りいつそう特別扱いにし、格差の拡大と評価の細分化をねらい、教職員をさらに分断し、実績競争をあおるものです。

再任用教職員にも
賃金リンク導入

また、同様のシステムを再任用職員に対しても行うことを提

案しています。再任用教職員については、これまでも「評価・育成システム」の対象でしたが、昇給・勤勉手当などに評価結果を反映させてきませんでした。今回の提案では、再任用以外教職員に準じて、2013年度の勤

評価を2014年度の勤勉手当に反映させるとしています。

再任用の場合、フルタイム勤務で定年前と全く同じ仕事をしていても年収は現役時代の5〜6割程度になります。今回の提案はこのような賃金水準の再任用教職員からも、0.014月分をピンハネして

原資とし、賃金格差を持ち込み、多くの場合、ボーナスをより引き下げるものになります。

また、現行制度で希望者全員を採用していないもと、今回の制度導入は再任用の選考実施にも悪影響を与えかねません。

員署名を提起しています。退職金削減反対「引き続き、緊急のとりのみとなりますが、署名への賛同をお願いします。」

泉北教組は評価・育成システムの廃止・撤回をめざし、全力をあげます。



勤勉手当のモデル計算

モデル例		モデルA 教諭35歳 2級64号級 給料月額 314,400円		モデルB 教諭55歳 2級137号級 給料月額 407,500円	
総合評価	成績率	勤勉手当額	Aとの差	勤勉手当額	Aとの差
SS(+2.5X)	87.25/100	329,504円	85,916円	447,416円	116,662円
SS(+2X)	82.7/100	312,321円	68,733円	424,083円	93,329円
S(+1.5X)	78.15/100	295,138円	51,550円	400,751円	69,997円
S(+X)	73.6/100	177,954円	34,366円	377,419円	46,665円
A	64.5/100	243,558円	—	330,754円	—
B	59.5/100	224,706円	▲18,883円	305,114円	▲25,640円
C	54.5/100	205,822円	▲37,766円	279,474円	▲51,280円

●上の表は平成24年度の勤勉手当成績率(X=9.1)に基づき、試算したモデル
●給料月額は平成25年4月1日改定後の額 ●網かけ部分が改悪提案部分
●勤勉手当額は6月及び12月の支給期毎の額(年間では上の額の2倍になります)

交通費の上限撤廃を非常勤講師にも拡大

府労組連秋期年末闘争の成果である「特嘱・若特の交通費の上限撤廃に伴い、非常勤講師にも拡大する」ことを府教委が提案しました。また、兼務職員の交通費の改正について、追加提案しました。決定すれば、2013年4月1日より実施されます。

常勤講師の 交通費上限撤廃

報酬に加算している交通費相当分の上限について、非常勤特別嘱託員、非常勤若年特別嘱託員との均衡を考慮し、非常勤講師等について、報酬等に加算している通勤にかかる交通費の上限(上限50000円、日額3330円)を廃止する。

兼務職員の交通費の 取り扱いの改正

複数校を兼務する非常勤職員の交通費相当額は原則は現行の算出方法としつつ、全日制と定時制学校を兼務する場合等で兼務職員が本務、または兼務校に出勤後、いったん帰宅し、他の学校に出勤している場合で、その実態を証明できる場合は、その経路に基づく交通費を支給する。

あなたも泉北教職員組合へ